

高額療養費の請求はお済みですか？

医療機関、薬局で支払った1か月の医療費の合計額が一定額（自己負担限度額）を超えている場合は、高額療養費として請求ができますので確認することをお勧めします。

自己負担限度額は、年齢等により取扱いが異なります。また、加入されている保険者で請求方法等が違いますので、加入されている保険者にご確認ください。



※治療を受けた日の翌月の1日から2年を経過しますと、時効となり払戻しができませんのでご注意ください。

※確定申告で医療費控除を申請される方は、申告前の確認をお勧めします。

【70歳未満の方の区分】

区分	1か月の自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)
上位所得【ア】	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
上位所得【イ】	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般【ウ】	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般【エ】	57,600円	44,400円
低所得【オ】	35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方の区分】

区分	1か月の自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 《多数該当:44,400円》
一般	14,000円 ※年間上限144,000円	57,600円 《多数該当:44,400円》
低所得	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

医療の適正化にご協力ください

～保険証は正しく使いましょう～

社会保険等加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合、国民健康保険証は市役所窓口へ返却してください。また、その旨医療機関等にお申し出ください。

国民健康保険を提示し医療機関等で診療等を受けた日が、社会保険等加入日以降の場合は、国民健康保険が給付した医療費を返還していただくことになります。

